

参考資料

用語説明

用語説明

用語	概要
【ア行】	
IoT (P58)	Internet of Things の略。様々なモノがインターネットに接続することをいう。現実空間のあらゆる情報を AI が解析したデータにより、自動運転、宅配ロボット等の移動・物流等の質が向上していくことが期待されている。
インキュベーション (P39)	事業の創出や創業を支援するサービス・活動のことをいう。
ウォークブルなまちづくり (P33)	「居心地が良く歩きたくなるまちなか」として、従来の車移動の利便性を重視したまちづくりではなく、徒歩移動の快適さやスムーズさを兼ね備えたまちづくりのことをいう。
SDGs (P4,6,7,26)	Sustainable Development Goals の略であり、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットにおいて採択された国際社会の共通目標である。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、令和 12 (2030) 年を年限とする 17 のゴールと 169 のターゲットから構成される。
MCA 防災行政無線 (P51)	Multi-Channel Access の略。「阪神淡路大震災」「東日本大震災」などの大規模災害時において、携帯電話などが繋がりにくくなった場合にも、MCA 無線は止まることなく通信できるなど、災害に強い無線として国や地方自治体の防災・危機管理用通信として活用されている。
【カ行】	
開発許可制度の弾力的運用 (P6,27)	市街化調整区域では、建築物の建築等が原則制限されているため、都市計画法に基づく開発許可制度を地域の実情や活性化に資する土地利用について柔軟に運用し、一定の建築物の建築を認めようとするものをいう。
木の駅プロジェクト (P57)	里山で伐採・搬出された木を、プロジェクト運営者が買い取り、バイオマス燃料等として販売し循環させる取り組みで、市民参加型による里山資源の循環利用をいう。
急傾斜地崩落対策事業 (P19)	降雨や地震などに伴って発生するがけ崩れ災害に対して、住民の生命を土砂災害から守るため、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行ったうえで崩壊対策工事を実施する事業をいう。

グリーンスローモビリティ (P53)	時速 20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した移動サービスで、その車両も含めた総称をいう。
グリーンマネジメントさん だ 2.0 (P57)	市の魅力である緑豊かな景観を守りながら、緑の総量の適正化を図るとともに、市民の参画と協働による持続可能な新たな植栽管理の取り組みをいう。
計画的市街地 (P10,24,38,40,57)	計画的に市街化された地域で、フラワータウン、ウッドィタウン、カルチャータウン・友が丘・さくら坂・つつじが丘・北摂三田テクノパーク・北摂三田第二テクノパークの各地区を表す。
景観計画 (P33,57,59)	景観法に基づき、景観行政団体が策定する計画で、良好な景観の形成に関する方針や行為の制限等を定めるものをいう。「景観行政団体」とは、景観法に規定する良好な景観形成を推進するための施策を主体的に担う地方公共団体のことをいう。三田市は兵庫県で2番目(政令市を除く。)の景観行政団体となっている。
コワーキング (P39)	事業所スペース、会議室、打ち合わせスペース等を共有しながら独立した仕事を行う共働ワークスタイルのことをいう。

【サ行】

三田市都市計画法施行条例 (P45)	都市計画法第34条第12号に基づき、平成27年10月より施行された条例で、都市計画マスタープランに基づく本市の地域特性に応じたまちづくりを推進するため、市街化調整区域の土地利用計画や市街化を促進しない開発行為、都市計画提案の手続きなどについて規定をしたもの。
さんだ里山スマートシティ 構想 (P6,52)	デジタルを活用しながら、市民中心で持続可能な課題解決を行うことで「市民一人ひとりが幸せを実感しながら住み続けられるまち三田」を目指すもの。総合計画に基づく個別計画や各施策の取組み等に対して、デジタル活用の視点を取り入れ、分野を超えた横断的な取組みを推進する指針として位置づける。
さんだ防災強化プログラム (P50)	これからの災害に備えるために、自助、共助を支える公助を強化し、令和4年度から令和8年度の5年間に於いて集中的に防災強化に取り組むプログラムをいう。
市街化区域 (P12,45,56)	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域か、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。
市街化調整区域 (P6,12,27,45,47)	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、農業の促進や豊かな自然環境を残す区域として市街化を抑制すべき区域をいう。

集約型都市構造 (P24)	中心市街地及び鉄道駅等の主要な交通結節点周辺等に各種都市機能を集約したコンパクトな都市構造をいう。
スプロール (P12)	都市の急激な発展により、郊外に向かって市街地が無秩序に拡大する現象をいう。
生産緑地地区 (P56)	生産緑地法に基づき、市街化区域内にある農地等の生産活動に裏付けられた緑地機能に着目して、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等、良好な都市環境の確保に役立つ農地等を計画的に保全するために定めるもの。
ゼロカーボンシティ (P6,18)	2050年までに、二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを表明した自治体のことをいう。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から森林等による吸収量を差し引き、その合計を実質的にゼロにすることを旨とする。

【タ行】

地区計画 (P27,31,33,34,35,37,44,47,59)	都市計画法に基づく計画の一つで建築物の用途・形態、公共施設等の配置等、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するために定められる計画をいう。
地域連携型都市構造 (P5)	大都市部への一極集中を行うものではなく、大都市、地方都市、中山間地域等が産業、医療・福祉、商業等の諸機能において役割分担し、相互に連携することにより、各地域が活力を持って自立できる都市構造を目指す都市構造をいう。
特定生産緑地 (P56)	生産緑地法に基づき、生産緑地の指定から30年経過が近づいた農地について、農地として保全することが良好な都市環境のために有効であるものを市町村が特定生産緑地として指定し、買取申出をすることができる期間を10年間延長する制度をいう。
都市型住宅 (P15)	敷地を有効に活用した中高層住宅や、店舗やオフィス等との複合的な集合住宅等の都市における多様なニーズに対応しようとする住宅をいう。
都市計画提案 (P34,36,37,40,44,47)	都市計画法第21条の2に規定された制度で、土地の所有者やまちづくりNPO法人等が一定の条件を満たした場合に、都市計画の決定や変更を地方公共団体に提案できるもの。
都市計画法第34条第12号 (P45)	原則として開発行為等を行うことはできない市街化調整区域において、条例にて定められた市街化を促進しない開発行為等については、許可を得て行うことができることを規定したもの。

【ハ行】

バイオマス (P57)	動植物から生まれた再利用可能な有機性の資源で化石資源を除いたものをいう。
ハザードマップ (P19、50)	防災意識の向上を図り、災害時により的確に行動できることを目指して、洪水、土砂災害、津波、高潮、ため池による危険度（浸水エリア、危険箇所など）や避難に必要な情報を地図（マップ）上に表現したものをいう。
フラワータウンリポーンプロジェクト (P34)	まちびらきから40年が経過し、オールドタウン化が危惧されるフラワータウンにおいて、再生ビジョンの策定やビジョンに基づく再生に向けた一連の取り組みをいう。
防災街区整備地区計画 (P50)	「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」により、都市計画で定める地区計画。防災機能が確保できていない地域において、延焼防止・避難確保できる道路、公園など公共施設を整備しようとする計画をいう。

【ラ行】

ライフサイクルコスト (P16,55)	建物や橋、道路などが整備されてから修繕を行い、解体されるまでに必要となるすべての費用のことをいう。
------------------------	---

【ワ行】

ワーケーション (P57)	「work（労働）」と「vacation（休暇）」を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地で働きながら休暇をとる過ごし方をいう。
------------------	--